

福祉事業所でも受注中心の事業所でも  
消費税増税に伴う軽減税率制度の対応が必要です！

# 消費税増税に 伴う会計研修

入場  
無料

(先着120名様)

このような福祉事業所は是非ご参加ください

- 受注作業の料金請求の際、取引先に請求書を発行している
- 飲食料品を取り扱っているお店を運営している
- 消費税を払っていないので発行する請求書は全て税込で作成している
- 給食提供を利用者、職員に実施している

…他、経理処理に不安を感じている担当者の方、お待ちしております。

**日時** 2019年9月25日(水) 13時30分～16時30分 (受付開始13時10分)

**会場** 千葉県教育会館新館501号室

千葉市中央区中央4丁目13-10

**対象** 就労継続支援事業所の  
経理担当者、管理者、サービス管理責任者

- 内容**
1. 消費税の仕組みおよび仕入税額控除について
  2. 福祉事業所における今後の対応策
  3. インボイス制度（適格請求書等保存方式）について

**講師** 坂本&パートナーズ会計事務所

参加をご希望の方は裏面よりお申込みください。(〆切：9月18日)

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター  
〒260-0856千葉市中央区亥鼻2-9-3 <http://jusan-kassei.or.jp>

TEL:043-202-5367 FAX:043-202-5368 E-mail:center@jusan-kassei.or.jp